

令和4年第3回美郷町議会定例会

議事日程（第4号）

令和4年3月11日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 熊谷隆一君 | 2番 | 村田薫君 |
| 3番 | 鈴木正洋君 | 4番 | 藤原政春君 |
| 5番 | 高山茂雄君 | 6番 | 高橋邦武君 |
| 7番 | 深澤均君 | 8番 | 伊藤福章君 |
| 9番 | 高橋正和君 | 10番 | 泉美和子君 |
| 11番 | 深沢義一君 | 12番 | 熊谷良夫君 |
| 13番 | 澁谷俊二君 | 14番 | 長谷川幸子君 |
| 15番 | 鈴木良勝君 | 16番 | 森元淑雄君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|--------|-------------|--------|
| 町長 | 松田知己君 | 副町長 | 佐々木敬治君 |
| 総務課長 | 本間和彦君 | 企画財政課長 | 高橋穰君 |
| 税務課長 | 小田長光仁君 | 住民生活課長 | 藤田信晴君 |
| 福祉保健課長 | 高橋勉君 | 農政課長 | 中田裕克君 |
| 商工観光交流課長 | 高階優君 | 建設課長 | 木村英彰君 |
| 会計管理者兼 出納室長 | 奥山智佳等君 | 農業委員会 会長 | 高橋正尚君 |
| 農業委員会 農事務局長 | 大澤修君 | 教育長 | 福田世喜君 |
| 教育推進課 監 | 武藤浩紀君 | 教育推進課 長 | 武田浩之君 |
| 生涯学習課 長 | 佐々木寿人君 | 代表監査委員 | 高橋信雄君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|------|---------------|-------|
| 事務局長 | 高橋博和 | 庶務班長 兼議事班長 | 佐々木直樹 |
| 上席主査 | 高橋幸恵 | | |

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（森元淑雄君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は、4名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇泉 美和子 君

○議長（森元淑雄君） 最初に、10番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） おはようございます。

通告に基づき一般質問いたします。

初めに、消費者トラブルの防止について伺います。

4月から成人年齢が18歳に引下げられ、クレジットカードをつくることやローンを組むことなどをはじめ、親の同意を得なくても本人のみで各種契約などができるようになり、犯罪やトラブルに巻き込まれてしまう可能性があります。全国の消費生活センター等に寄せられるこれまでの相談によると、未成年者と比べて20歳代の、特に成人になりたての若者の相談件数が多く、その契約金額も高額になる傾向があります。成人年齢引下げによって、若年層の消費者トラブルの増加が懸念されます。消費者生活センターなどによる啓発動画配信など、注意喚起が行われていますが、若年層の消費者被害予防のため、町としても対策を講じる必要があるのではないかと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長（松田知己君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在町では、消費者トラブルについて窓口や電話で相談に応じており、町で解決を図れない相談内容については県生活センター南部消費者相談室につなぎ、町民ができるだけ早期にトラブル解消が図られるよう対応しております。

その相談件数については、令和2年度の県内消費者トラブルの相談件数6,196件のうち、町民の相談件数は計54件で、うち県受付の相談件数が41件、町受付の相談件数が13件となっております。

さて、成人年齢が18歳に引き下がることに伴うトラブル相談についてですが、国では、議員も少し触れられましたが、政府広報オンラインでトラブル事例などを紹介し、広く注意喚起しているとともに、消費者庁や独立行政法人国民生活センターにおいても同様の注意喚起がなされております。また、県では、県民生活課及び県生活センターにおいて注意喚起等の対応がなされているところです。

町では、各般の消費者トラブルについて意識を高めるよう町広報紙に情報を掲載し、年齢を区切らずに注意喚起に努めてきているところです。

若年層の消費者トラブルの未然防止には、基本的に若年層が知識と意識を持つことが必要ですので、その知識と意識の向上に向けて、今後チラシを新たに作成し配付するとともに、概ね隔月で町広報紙と町が関わるSNSで情報を発信し、注意喚起の機会の増加を期してまいりたいと存じます。また、関係機関の注意喚起情報を町ホームページにリンクさせるとともに、県生活センター南部消費者相談室と連携した注意喚起活動のもと、トラブル防止及びトラブル解消に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「なし」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子君） 消費者教育についてですが、成人年齢引下げに伴う消費者被害拡大防止のため、学校現場での消費者教育が大事だと思います。秋田弁護士会では、高校生への消費者教育に力を入れ、各校の希望を受け、出前講座を行っているということでしたが、早期からの学習が重要だと考えます。中学生に対し、消費者教育の時間を設けるべきではないかと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

中学生の消費者教育に関する学習活動は、昨年度までも中学2年生の家庭科及び中学3年生の社会科において取り組まれてきております。そして、今年度からの新学習指導要領に基づく教科書においては、成人年齢の18歳への引下げを見据えて、消費者教育に関する内容の充実が図られました。そのような教科書を活用して、現在2年生の家庭科では年間9時間、3年生の社会科では年間3時間の授業を行っており、例えば未成年取消権やクーリング・オフ制度などについても学んでいるところです。

町教育委員会といたしましては、こうした授業による消費者教育の充実を支援していくとともに、今後は消費者問題に力を入れておられる弁護士などによる講演会の実施を中学校と協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「なし」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子君） 新型コロナウイルス感染症対策子供のケアについて質問いたします。

子供の感染が拡大していますが、非日常的な生活を強いられている子供たちは、ストレスを受け、心の負担を抱えていると思います。子供たちは、発達年齢にもよりますが、自分がストレスを抱えているということを認識できなかつたり、どのようなストレスなのかが分からなかつたりして、そしてそのことを誰かに話すということもできなかつたりします。発散の仕方が分からないまま具合が悪くなつたり、時間がたってから影響が出てくるなどの場合もあります。子供が心理的影響を乗り越えられるよう、丁寧な対応、取組が求められると思います。

そこで伺います。罹患した子供をはじめとした児童生徒への心のケアについて、教育委員会はどうか対応しているのか伺います。また、何らかの事情でワクチン接種を受けられない、もしくは受けられない児童生徒への差別、嫌がらせなどを防ぐため、対策をどう講じているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、学校の教育活動には様々な制約が生じており、議員ご

指摘のとおり、子供たちはストレスや不安を抱えやすい現状にあります。そのような中で、様々な教育活動を一概に中止することは、子供たちのストレスや不安の蓄積につながるものと考えているところです。

そこで、町内の各学校では、感染防止対策を取りつつ、現状ででき得る最良の方法を検討しながら教育活動を実施し、子供たちのストレスや不安の軽減に努めてきております。例えば、最近の教育活動では、3小学校におけるスキー教室や6年生を送る会とか、中学校における天筆づくりや3年生を激励する会などは、コロナ禍においても中止せずに実施して、子供たちが楽しんで活動する機会をつくっているところです。また、子供の心のケアについては、各学校で生活アンケートや教育相談を実施し、子供一人一人の状況を細やかに把握して、心のケアに取り組んでおります。そして、新型コロナウイルスに感染した子供や感染の不安を抱えている子供に対しては、管理職や養護教諭、学級担任などで支援チームを結成し、個々のケースに応じた支援を、家庭と連携しながら行っているところです。さらに、保護者へのメールや学校報により、事実に基づかない発言や誹謗中傷が生じないように、繰り返し注意を呼びかけてきております。

次に、ワクチン接種に関わる問題についてであります。ワクチン接種の保護者への連絡は、学校を通さないで、町福祉保健課から直接行っているところです。そして、接種を受けるか受けないかについては、保護者に判断していただくことであり、個人情報保護の観点から、学校では児童生徒の接種の有無は調査しておりません。また、接種の有無に関わる不適切な言動等がないように、児童生徒に繰り返し注意を行ってきております。

これまで町内の各学校からは、新型コロナウイルス感染症やワクチン接種に起因する児童生徒のいじめや不登校等の問題は生じていないとの報告を受けているところです。町教育委員会といたしましては、以上のような各学校の取組を引き続き支援していくとともに、偏見や誹謗中傷などが生じないように、学校への指導に今後も努めてまいります。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「なし」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子君） 小中学校のトイレに生理用品を設置することについて質問いたします。

昨年6月議会の私の質問に、校長会等で検討していくとのことでしたが、その後の状況についてどのようになっているのかお伺いいたします。

生理の貧困が社会問題化する中、各地で生理用品を学校などのトイレに置く取組が広がっています。県内でも羽後町や能代市などで小中学校のトイレの個室に設置され、子供たちが安心して

トイレに行けると喜ばれているとのこと。トイレにトイレットペーパーがあるように、生理用品もあるのが当たり前になることが今後大事なことになると思います。子供たちが安心して学校生活を送れるよう、ぜひ小中学校のトイレに生理用品を設置するよう求めるものですが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

小中学校において、保健室以外に生理用品を置くことにつきましては、昨年の6月議会直後の町校長会において検討したところであります。その結果、トイレなど保健室以外への生理用品の配置は行わないこととなりました。

その理由は、児童生徒が急に生理用品が必要になるなどして困った場合には保健室に行く習慣が身につけていることと、トイレなどへの常設は衛生面や物品管理の面で心配があることからあります。そして、現在も生理用品を必要とする児童生徒には保健室にて配付しております。また、町福祉保健課での生理用品の無償配付開始に合わせて、無償配付についての広報の記事と、保健室での生理用品配付を知らせる文書を学校内の女子トイレに掲示し、周知を図ったところであります。

このようなことから、保健室以外への生理用品の配置は今後も行わず、現在の配付の仕方を継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） 大変残念な答弁でございましたけれども、今全国では、先ほども言いましたように、学校のトイレ以外にも、公共施設にも生理用品を配置する、こういうことが徐々に徐々にではありますが広がってきております。そして、今羽後町などにお聞きしますと、羽後町は5つ学校があるそうですけれども、そこで小中学校に配置をして、養護の先生、保健の先生が管理をして、見て、不足になればまた配置をすると、そういうようなことをやっているようなことをお伺いいたしました。

個室に、トイレに置くことが衛生面でどうだとかっていう話もありましたけれども、これは何か私はやらないための理由のように聞こえます。全国でもよくお母さんたちが運動をする中でこういうことを答える、当局側のこういうことの答弁があったっていうことでしたけれども、やっ

ぱり利用する側の、子供たちの立場に立って考えていただければ、保健室に取りに行くことが常態化されているようなお話でもありましたけれども、やっぱりなかなか行きにくい、それから何か時間で間に合わないとかそういう心配をされる子供もいるとのことですので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

これまでのいろいろな取組の中で、この問題は女性だけの問題でないと、男性の問題でもあると。それから、人権に関わることだと、こういうことで担当課のほうで答弁されているという自治体もあるようです。今ジェンダー平等などが叫ばれているときですので、本当にこうした男性の問題でもあるとか、人としての尊厳、安定した豊かな生き方をする上で大事な視点だっていう、答えた教育委員会もあるそうですので、私こういう視点がすごく大事だと思うんですけども、教育長、こういう点はいかがお考えですか。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまの再質問にお答えいたします。

昨年度の町校長会で議論したときにも、子供や保護者から、保健室以外にぜひ置いてほしいという、まずそういう声とかが一切出ていない、聞いていないという状況が、町内の学校の現状であります。そういうことを踏まえた上で、先ほどのような課題もあるということで、このままで大丈夫だろうということになったところであります。様々なご意見については参考としてお伺いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「なし」の声あり）

これで泉 美和子君の一般質問を終わります。

◇高橋邦武君

○議長（森元淑雄君） 次に、6番、高橋邦武君の一般質問を許可いたします。高橋邦武君、登壇願います。

（6番 高橋邦武君 登壇）

○6番（高橋邦武君） おはようございます。通告に基づき、町産品の販売と観光の振興について一般質問いたします。

人口減少に伴うマーケットの縮小やコロナ禍の影響により、事業者は厳しい経営環境に置かれており、健康志向や非接触・非対面型の購買など、消費行動の変化への対応も必要となっております。こうした現状を打開するには時間がかかると思いますが、産業の振興による町民所得の向上

を目指して、様々な施策に取り組むことが求められています。町では、これまで特産品販売拠点化推進事業を実施し、首都圏に向けて町内生産品を集約できる事業者への支援とともに、首都圏における町内生産品取扱認定店での情報発信の強化を行う計画としていました。

地域の生産物、商品、製品を県外に売り込んで利益を上げることは他の市町村でも取り組んでおり、なかなかハードルが高いと聞いています。しかしながら、首都圏のマーケットは魅力的であり、地産外商の観点からも、東京都大田区を拠点に、ふるさと会や連携企業の人脈を活用するなど、生産品を売り込む体制が必要であります。首都圏において、町内生産品取扱認定店は存在していますが、特産品販売拠点化推進事業の成果や課題と併せ、今後の取組方針についてお伺いいたします。

また、美郷雪華などの地域資源を活用した特産品については、商品開発や販売促進を支援するとともに、SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスや各種メディアを活用した情報発信に努めています。

具体的には、町独自のラベンダーから採取した酵母を使った日本酒や漬物などの「美郷雪華コレクション」、町内で生産・加工されたサイダーなどの「美郷ブランド認定商品」、生薬を含む町の食材を使った料理・菓子「みさとやくみぜん」の3つがあり、これらを合わせて「美郷コレクション」と銘打ち、売出しています。知名度はまだ高くありませんが、特産品をまとめて売り込むことは相応の利点がありますので、さらに特産品を増やし、販売促進や販路拡大につなげる必要があると思います。今後、製造元との調整や町外事業者との連携など、生産・流通のネットワークを構築し、どのように販路の開拓・拡大をしていくのかお伺いいたします。

次に、地域資源を生かした観光の振興に当たっては、物産のみならず飲食の充実が求められています。魅力的な飲食店があれば、時間や費用がかかっても訪れる、誘客を促進するツールとなり得ます。

町では、体験型・滞在型観光の充実を重点施策に掲げ、通過型観光からの脱却を目指していますが、「町観光ガイドBOOK」に掲載しているカフェ巡りなどは、滞在時間が長く、周遊性があります。「町観光ガイド美郷日和」の旅のべんり帖「食べる」にある飲食店には、定食・ラーメン・カフェなどのジャンルが記載されており、これを基に町ぐるりマップを含めた「食べる」のチラシを作成し、町観光情報センター等に置くなど、飲食店の紹介・周知を観光の振興につなげるについてお伺いいたします。

最後に、観光客が求める必要で旬な情報を届けるため、観光情報システムによる情報の一元化と、タイムリーで効果的な情報発信を充実させる計画としています。「美郷町観光情報データベ-

ス」は、今月公開したと町広報に掲載されたばかりですが、一元化の内容を含め、どのような成果を期待しているのでしょうか。また、情報発信については、「美郷町観光振興計画」にも記載がありますが、今後、充実・強化をどのように図っていくのかお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

生產品の売り込みについてですが、町では「美郷町地販地消・地産外商推進条例」及び第2次美郷町総合計画の特產品販売拠点化推進事業に基づき、町内生產品の情報発信や地域外流通経路の確保と販売を促進する取組として、平成24年度から町外において町内生產品を継続して取扱う店舗を町内生產品取扱店として認定しております。当初は17店舗からスタートし、その後、年度により増減はありますが、現在33店舗となっております。第2次美郷町総合計画における目標は70店舗ですので、残念ながら計画目標には達しておりません。

ちなみに、現在の認定店の業種内訳は、飲食店16、米穀小売店10、銭湯5、菓子店1、観光情報センター1となっております。認定店においては、ニテコサイダーや日本酒、お米や漬物などの町内生產品を継続して販売いただいているほか、店舗には美郷町の観光ポスターを掲示していただくなど、美郷町のPRにも貢献いただいております。

また、認定店におけるPR拠点店舗については、第2次美郷町総合計画で目標を4店舗とし、令和3年度までに「はすぬま温泉」と「大田区観光情報センター」の2店舗を選定することで、町内生產品の情報発信の強化と地産外商による拠点化の強化を図ってまいりました。しかし、環境変化も相まって、その後の店舗の選定が難しく、現在に至っております。

ともに目標には至っておりませんが、認定店は当初の17店舗から33店舗となっていること、そして拠点店舗をはじめそれぞれの店舗で町内生產品の取扱いがなされ、美郷町の情報発信に役割を果たしていることを踏まえ、取組には一定の成果があるものと認識しております。

一方、毎年認定店に対して、町内生產品の取扱品目や取扱量のアンケート調査を実施しているものの、一部の認定店からはご回答をいただけない状況であること、令和元年度から取扱い中止によって認定店が減少傾向にあり、目標に今後近づけることが課題と認識しているところです。

今後の方針については、首都圏でさらに町内生產品の流通が増大するよう、新たな取組として、認定店に対して町内生產品を紹介するチラシをお届けし、取扱品目の拡大を期すとともに、町内生產品の取扱いに関する課題等を確認するなど、認定店との意思疎通をさらに密にしていきたいと思います。また、取扱品目と取扱量の変動を踏まえつつ、新たに認定店のリスト化並び

にチラシ作成を行うとともに、秋田・美郷町ふるさと会会員等にチラシを配付するなど、首都圏における町内生産品取扱店舗の認知度向上を期してまいりたいと存じます。

また、連携企業及び大田区、秋田・美郷町ふるさと会会員と情報交換を行い、生産者と販売者の接点を見出していくことで、町内生産品の流通拡大等を目指してまいりたいと存じます。

次に、特産品の販売促進についてですが、町では、平成27年度より特産品の開発を支援する特産品開発事業、特産品のイメージアップにつなげるパッケージデザイン支援事業を展開し、事業者の特産品開発の支援に取り組んでまいりました。また、平成28年度より販路拡大に向けた商談会等への参加を支援するビジネスマッチング支援事業、海外向けの販路拡大を支援する海外ビジネス推進事業を実施し、特産品等の販路拡大の支援に取り組んできたところです。

また、特産品のイメージアップや販路拡大を目的に、令和3年度から「美郷雪華コレクション」、「美郷ブランド認定商品」、「みさとやくみぜん」の特産品を「美郷コレクション」として、町内外に一体的にPRするポスターを作成し、町ホームページや町広報紙、町観光情報センターや名水市場湧太郎において紹介するなど、特産品周知を図ってきたことは、議員ご説明のとおりです。

特産品開発並びに販路拡大は、事業者意欲が前提として必要ですが、町としては今後も、美郷ならではの特産品及び町内事業者の独自商品等について、各般の施策をもって支援し、その開発及び販路拡大を支援してまいりたいと存じます。

特産品の開発については、引き続き町単独の支援施策を継続していくほか、販路拡大については、令和4年度の新規の取組として、インターネット利用による販路開拓を支援する「インターネット販売販路開拓支援事業」を展開したいと考えております。また、町内生産品取扱認定店や連携企業、交流自治体との関係性を活用して新たな展開が生まれるよう、アフターコロナあるいは安定したウィズコロナの環境が前提となりますが、ビジネスマッチングの機会を調整してまいりたいと存じます。

加えて、あきた美郷づくり株式会社が実施している、首都圏消費者に特産品を直接お届けする「味郷くらぶ」への参加、ふるさと納税制度の返礼品へのエントリーなど、新たな販路となり得る機会の活用について意識啓発を図り、販路の拡大を支援してまいりたいと存じます。

次に、飲食店による誘客についてですが、現在町では観光ガイドの「美郷日和」、美郷町観光情報センターに設置してある「まちナビカード」、スマートフォンの町ガイドアプリ「美郷の指さしナビ」、今月1日から公開している「町観光情報データベース」で飲食店情報を紹介しているところです。そのうち「まちナビカード」については、2月末時点で6,282枚が利用されているほか、

「美郷の指さしナビ」は延べ1,846件ダウンロードされていることなど、観光客等の誘客及び飲食を含む町内周遊にある程度の効果があったものと認識しております。また、その一つの指標となる名水市場湧太郎の利用者数は、平年は約5万人ですが、令和3年は約10万1,000人となっているところです。

ご質問の飲食店の紹介・周知を観光振興につなげていくことについてですが、議員ご指摘のとおり、魅力ある飲食店が地域に存在することは、それだけで誘客につながる大切な要素の一つであると思います。「美郷の指さしナビ」においては、5つのモデルルートの中に「スイーツ食べ歩きコース」を設け、飲食店を紹介しておりますが、今後さらに長く美郷町に滞在していただくため、事業者協力の下、飲食分野の情報を増やし、町観光情報データベースを充実させるとともに、議員ご提案の飲食に特化したマップ等も作成し、美郷ならではの飲食等に対する訴求力を高めることで、観光の一層の振興につなげてまいりたいと存じます。

次に、観光情報の発信強化についてですが、町観光情報データベースは、観光振興計画に基づき、新たな情報発信と情報共有の仕組みとして構築しております。町関連施設はもとより、民間事業者の情報についても公開する機能としており、利用者の問合せや口コミを収集、回答できる機能を有する新しいプラットフォームとなっております。

本データベースについてですが、大きく2つの成果を期待しております。

一つは、情報へのアクセス利便性の向上です。

本データベースは、町内において来客数が多い主要拠点である美郷町観光情報センター、道の駅美郷、名水市場湧太郎に整備したデジタルサイネージで閲覧可能としており、多くの施設来場者にワンストップで美郷の魅力あるスポットを紹介できます。また、さきに述べましたとおり、本データベースは民間事業者を含めた形で一元的に情報を受発信する仕組みで、事業者が各自内容更新することができますので、一つのサイトで多様な情報を共有でき、情報を求める方にとっての利便性が向上するものと存じます。

もう一つは、情報へのアクセス意欲の向上です。

本データベースは、利用者の口コミや問合せを写真つきで投稿できる機能、それらに対して事業者側が返信できる機能、またツイッターではハッシュタグ「あきたみさと」とつけてつぶやくと、その内容を観光情報データベースに口コミとして反映する機能があり、情報が逐次蓄積されていきます。したがって、情報を求める側にとっては閲覧情報に逐次の変化があり、結果情報へのアクセス意欲が向上するものと存じます。

今後の情報発信についてですが、町では昨年度より、広くタイムリーに美郷町の情報発信を行

うことを目的に、事業者や個人を対象としたSNSの活用講座を開催しております。これまでの紙媒体の情報発信は継続しつつ、観光情報データベースの充実を着実に図り、加えて事業者や町民皆さんからも、「我が町美郷」の魅力をインターネットで逐次発信していただくよう、啓発を含めて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 町長より訂正の申出がありますので、これを許可します。

○町長（松田知己君） ただいま高橋議員のご質問に対する答弁で、指さしナビを「ミズモの指さしナビ」と言うところ、あまりにも美郷愛が強くて「美郷の指さしナビ」と言い間違えました。正しくは「ミズモの指さしナビ」ですので、訂正いたします。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）

高橋邦武君の再質問を許可いたします。

○6番（高橋邦武君） 情報発信の関係でございますが、今日の町産品の販売とその観光の振興とということの両方に共通する重要な取組の一つでありまして、これはいつの時点でも完全あるいは完璧とならない永遠の課題であるかというふうに認識しております。

先ほど町長が述べられたように、以前はまずテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の放送、紙の媒体が中心でございましたけれども、近年はインターネットの普及に伴いましてホームページ、さらに登録された利用者同士が交流できるSNSの比重が高まっているという状況でございます。町では、フェイスブックとそれからツイッターの公式サイトがございますけれども、最も利用率が高いLINE、あるいは利用率が伸びているインスタグラムも効果があるといわれております。また、ユーチューブで放映されているというような市長もおりますし、若年層向けのティックトックということもございますけれども、その様々な情報を文字や写真でなくて映像と音で伝えるということは、町として取り組んでいく必要があると思います。

町長には、将来を見据えた効果的な情報発信につきまして、ご所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、時代の変遷に伴い、情報発信媒体も当然変化していつてまいっております。一方で、その情報発信媒体より、かつての媒体を大切にする年代の方もいらっしゃいます。ですので、蓄積していくという形の情報発信のスタイルが望ましいと思いますので、紙媒体を継続しつつというのはそういう意味ですし、また、議員からご提案ありましたユーチューブであったり、あるいはティックトックであったり、特定の様々なSNS媒体は時代の流れの中で盛衰が

ありますので、そういった状況も見据えながら柔軟に検討また対応してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「なし」の声あり）

これで、高橋邦武君の一般質問を終わります。

◇鈴木正洋君

○議長（森元淑雄君） 次に、3番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。鈴木正洋君、登壇願います。

（3番 鈴木正洋君 登壇）

○3番（鈴木正洋君） 通告に従いまして、総合体育館の魅力向上策について一般質問をいたします。

論点は2つです。一つは、施設の名称を「美郷町ヨネックス総合体育館」に改めること。もう一つは、オリンピック・パラリンピックに出場した美郷町出身選手の功績をたたえる常設展示コーナーをつくり、スポーツに励む子供たちに夢を与える施設とすること。この2つは、第3次美郷町総合計画のスローガン「美郷らしさ」を誇り、語りたくなるまち」に沿った取組だと考えます。

まずは、「リリオス」と「ワクアス」という似た名前があることにより、利用者が混乱している現状を認識しなくてはなりません。先にできたのはリリオスのほうですが、覚えやすく言いやすいのはワクアスのほうです。

言葉を構成している音素を見れば、印象に残りやすい言葉かどうか分かります。ワクアスは「WA」という半母音、発音しやすい強い音で始まっているのに対し、リリオスは「RI」という流音、発音しにくい弱い音で始まります。その上、ワクアスは「WA・KU・A・SU」と、ア段とウ段を2回繰り返しているため、音感にリズムがあります。

命名理由の分かりやすさもワクアスのほうが上です。「清水が湧く（ワク）美郷町の未来（明日）に意欲が湧く、私たち（US・アス）の宿泊交流館」という名前に込められた意味を知れば、記憶にもすんなり定着します。しかし、リリオスの場合、「リリオ」がスペイン語で「ショウブ」だと言われても、どれほどの人が理解し納得できるでしょうか。大和言葉をカタカナにしたワクアスと、欧米由来のカタカナ語を使ったリリオスの差です。それに、今となっては命名の元になったショウブもありません。

これらの理由から、リリオスという名称は改めるべきだと考えます。変更するに当たっては、

現状を上回るよい名前ではなくてはなりません。「美郷町総合体育館」と合わせたときにしっくりくる言葉は、町と包括連携協定を結ぶスポーツ用品メーカー「ヨネックス」だと考えます。「美郷町ヨネックス総合体育館」と名乗ることで、バドミントン競技をする環境が整った施設であるというアピールになり、ヨネックスとの結びつきもより強固なものとなります。ヨネックスは広く知られたブランド名称であり、ワクアスとは音数が違うため言い間違えることもありません。

楽天イーグルスとスポーツ交流活動パートナー協定を結んだ大仙市は、野球場の名前を「楽天イーグルス大曲の花火球場」に変更しました。ネーミングライツなどの手法が一般化した今では、「美郷町ヨネックス総合体育館」という名称に違和感を覚える人は少ないはずです。

「美郷町ヨネックス総合体育館」に改称した後は、名前負けしていると言われないように、中身のほうもアップデートしていかねばなりません。現在の展示用ガラスケースの中には、大坂なおみ選手のラケットなどヨネックスから提供されたもの、それとオリンピック・パラリンピックに関連した物品が展示されています。これらの展示を軸にして、より一層の充実を図っていくべきと考えます。

八郎潟町には、地元出身のオリンピック選手の功績をたたえるオリンピック記念会館があります。美郷町出身者にもスポーツの世界で頂点を極めた人たち、オリンピックの自転車競技に出場した加藤武久さん、パラリンピックの車椅子バスケットに出場した藤井新悟さんがいます。彼らを顕彰する常設の展示スペースが必要ではないでしょうか。

スポーツに打ち込む少年少女たちが、「美郷町からは立派な選手が出ている。ぼくわたしも頑張ろう」と夢を感じられるような施設です。町民が誇りをもって「美郷町とヨネックス、どちらも素晴らしい」と語りたくなる施設にするには、ヨネックスの展示コーナーも同時に充実させることが重要です。そうしてこそ「美郷町ヨネックス総合体育館」という名前に合った施設になります。

以上、総合体育館の魅力向上策について、ご見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の美郷町総合体育館の名称に関してですが、その愛称につきましては、平成16年に募集しましたところ、120点の応募があり、選定委員会などを経て「リリオス」に決まりました。その由来につきましては議員のご説明のとおりであり、総合体育館建設当時の周辺地域において、花ショウブが多く栽培されていたという特色を今に伝えるものであります。

「リリオス」は開館から18年目となりますが、各種地区大会や県の大会、国民体育大会などの会場として利用されてきて、町内はもとより、県内でも「リリオス」という愛称で広く親しまれてきております。

議員からご指摘のありました「リリオス」と「ワクアス」という似た名前による利用者の間違いにつきましては、今年度の両施設の受付状況を確認しましたところ、ワクアスで1件確認されただけであります。

また、施設の名前に企業名などを入れるネーミングライツにつきましては、企業の知名度の向上や、命名権の有償使用による収益を町が得られることなどもあり、今後の公共施設の管理手法の一つと考えられます。その際、ネーミングライツは、必ずしも愛称の変更を伴うものではなく、例えば「美郷町〇〇アリーナ・リリオス」などと、「リリオス」を使うことも可能です。そこで、「リリオス」という愛称の歴史的な背景や、これまでの認知されてきた現状を考慮いたしまして、引き続き「リリオス」の愛称を継続してまいりたいと考えております。

2点目の、美郷町総合体育館の展示コーナーの充実につきましては、議員ご提案の町にゆかりのあるオリンピックやパラリンピックに出場した選手に加えて、限られた展示スペースではありますが、日本のトップクラスの大会や国際大会で活躍した選手の紹介についても充実させていきたいと考えているところです。

このような取組や、これまで開催してきたマーチングの発表会やフットサルの大会などの継続に加え、新たな大会の誘致にも努めて、より一層魅力ある施設になることを目指してまいります。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）鈴木正洋君の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） リリオスとワクアスの名称の違い、目に見えるところでは1件でしたというふうなお話でした。目に見えるところで1件、目に見えないところではもっとあるんじゃないかと。私だけでなく、町民の方何人かに取材しましたところ、リリオスとワクアスどっちだっけなという前に、必ず自分の頭の中で確認してから、間違えないようにするという方が何人かいらっしゃいます。そのように両者は似ていると。私は、すぐ口をついてぱっと出るのはワクアスのほうですが、どっちだっけかと言い間違えないように慎重を期して確認した上でワクアス、リリオスと言うようにしていますけれども、そういった目に見えないところでの混乱というのがあるのではないかと私は考えております。

答弁の中では、リリオスを使うことも可能というふうなことで、ヨネックスという名称を使うことに関しては、使わないでありますとか、使うですとか、明確な答弁がなかったように思いますけれども、使わないということで理解してよろしいのでしょうか。この2点についてお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまの再質問にお答えいたします。

リリオスとワクアスの混同等につきましても、個人によってかなりいろいろあるのではないかと私どもも思っております。

リリオス、この地域にいて、最初からずっと聞いている人の多くは、リリオスはすんなり分かります。後からのワクアスは新しくできたので、ワクアスかというような声は私も聞いたことや状況があると思います。そういう中で、いろいろな情報によってその人が区別をどうつけるかというのは、認識の仕方はそれぞれありますので、一般論としてこうだろうということはなかなか言いにくい部分があると思います。そのようなことで、まずリリオスという、先ほど説明いたしました理由で、非常にこれも定着をしている部分もあり、歴史的な背景もあるので、大事にしていきたいというふうなことであります。

それから、先ほど「美郷町〇〇アリーナ」ということで「〇〇」にしましたけれども、この辺のことはいろいろな企業の方で、まずそういうネーミングライツに取り組むかどうかということが、まず私どもの方針として、改めてもう一度検討したり研究しなければならないということもありますし、そうしたときに、また特定のことを、企業を前提にということは公的機関、行政でありますので、そういうことはできないので、やはりそこはその段階でまた公募なりをするということになろうかと思っておりますので、そういうことで「〇〇」にしているということでございます。以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「なし」の声あり）

これで、3番、鈴木正洋君の一般質問を終わります。

質問途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前10時50分）

（午前11時00分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き一般質問を再開します。

◇長谷川 幸子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、14番、長谷川幸子君の一般質問を許可いたします。長谷川幸子君、登壇願います。

（14番 長谷川幸子君 登壇）

○14番（長谷川幸子君） 通告に基づき、一般質問いたします。

3歳児健康診査における視力検査について。

人の視機能は3歳頃までに急速に発達して、6歳から8歳頃に完成し、生涯の視力が決まります。平成3年に、3歳児検診に視覚検査が導入され、全国の自治体で視力検査が始まりましたが、1次検査が家庭で行われること、3歳児では視力検査の応答が正確ではないことなどにより、健診の受診率が高いにもかかわらず、多くの弱視が見逃されてきたとも言われています。

日本弱視学会のホームページには、弱視という言葉は、「通常の教育をうけるのが困難なほどの低視力」という意味で一般的に使われていますが、医学的には「視力の発達が障害されて起きた低視力」を指し、眼鏡をかけてもよく見えない状態を「弱視」と呼ぶと記載されています。

もともと人は、生まれたときからはっきりとものが見えているのではなく、生まれた後に外界からの適切な視覚刺激を受けることによって発達します。外界からの刺激によって脳の神経回路が集中的につくられる時期のことを感受性期といいますが、人の視覚の感受性は生後1か月から上昇し始め、1歳半頃にピークに達し、その後徐々に減衰して、大体8歳頃までに消失すると考えられています。視覚の感受性期がピークを過ぎると治療に反応しにくくなるため、弱視の治療効果にも影響しやすい時期といえます。

平成29年4月7日付厚生労働省通知「3歳児健康診査における視力検査の実施について」には、次のようにあります。「子どもの目の機能は生まれてから発達を続け6歳までにはほぼ完成しますが、3歳児健康診査において強い屈折異常（遠視、近視、乱視）や斜視が見逃された場合に、治療が遅れ十分な視力が得られない」との指摘がなされています、またそのことを周知することとの記載があります。

視力は成長に伴って発達し、6歳で大部分の子供が大人と同じ視力を持つとされていますが、正常な発達が妨げられると弱視になります。しかし、視力の発達時期に早期治療を開始することで、視力の大幅な回復が期待されるそうです。

現在美郷町では、ランドルト環を用いて各家庭で実施し、検診時に結果を伝えると同いました。弱視の子どもはもともと見えにくい状況が当たり前として育っているため、「見えない」とか「見えにくい」というように訴えることがほとんどないそうです。視力検査がうまくできなかつ

た場合や異常を見逃す可能性、子供がうまく答えられなかったり、検査をすり抜けてしまうこともあります。

日本小児眼科学会では、3歳児健康診査について、提言の中で、視力検査に加えて、フォトスクリーナーなどを用いた屈折検査の実施を推奨しています。「手持ち自動判定付きフォトスクリーナー装置」を令和元年の春に導入した高知市によると、4月から6月に3歳児健診を受けた573人の中で、8月6日までに26人が精密検査を受け、治療が必要とされた14人のうち9人が、この機器を使わなければ見つからないケースだったそうです。令和元年8月8日付「高知新聞」。3歳児健康診査で視力検査、屈折検査機での検査を行うことは、視力の発達の遅れ、弱視や眼疾患を早期に発見して治療につなげる重要な機会となります。以上の観点からお伺いいたします。

- 1、3歳児健康診査で弱視の見逃しは起きていないか。
- 2、保護者への屈折異常検査の重要性の周知、啓発について。
- 3、3歳児健康診査に屈折検査機器の導入を。

以上の3点について、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在の状況ですが、町では母子健康法第12条に基づき、3歳6か月から3歳8か月の幼児に対して3歳児健診を行っており、その際に視力検査を実施しております。

検査は、国が定めた方法に基づき、保護者が自宅でランドルト環を用いて検査を行い、その結果を健診会場で保健師が確認するとともに、自宅で視力検査ができなかった幼児には会場で保健師が検査を行うなど、万全を期しております。その視力検査結果及び目に関するアンケート結果、生活状況などから医師が総合的に判断し、疑わしいとされた場合には、眼科医療機関の精密検査につなげているところです。

初めのご質問の3歳児健診での弱視の見逃しについてですが、3歳6か月で健診を行った後、視覚の感受性が低くなる8歳頃までには4年以上の年月があります。3歳児健診で異常がなくとも、その後遊びや勉強などで視機能の発達が妨げられる可能性はあり、また3歳児健診の精密検査の要否判断は医師ですので、3歳児健診での弱視見逃し可能性については、私はないものと認識しております。

次のご質問の、保護者への屈折検査の周知や啓発についてですが、保護者には、健診通知の際に、屈折異常があると視機能の発達に影響を及ぼすこと、そのため視力検査が重要であることを

お伝えしております。また、視力検査で問題があると医師が判断した3歳児には、視機能の重要性を改めてお伝えするとともに、必要と考えられる方には、任意の検査ではありますが、医師が屈折検査を受けていただくよう医療機関の受診を勧めてきているところです。今後も保護者に必要な情報提供を行うとともに、必要な場合には適切な対応をしていただくようお願いしてまいりたいと存じます。

最後に、3歳児健診への屈折検査機器の導入についてですが、他市が実施した屈折検査に関する調査資料によりますと、回答があった県内23市町村のうち、検査実施が1市、検討中が11市町、来年度実施予定が2市、残りが未定という状況でした。屈折検査機器を用いた検査については、実施に当たり健診医や地域の眼科専門医等と共通認識を得ることが必要と考えられるほか、日本弱視斜視学会、日本小児眼科学会の運用マニュアルでは、偽陽性が多く検出されるなどの課題も報告されているところですが、弱視の早期発見や早期治療のためには、医学的には望ましいと言われております。

そのため、今後屈折検査の実施に向けて検討を進めることとし、屈折検査の実施場所、町による機器導入の場合の検査体制の在り方など、実施に係る諸課題について国や県、先行事例の状況を踏まえつつ、医師会等と意見交換並びに検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 町長より訂正の申出がありますので、これを許可します。町長。

○町長（松田知己君） ただいまの答弁で、法律名称を間違えました。大変失礼しました。

母子保健法と言うところを、健康のほうを意識が強くなりまして、母子健康法と言ってしまいましたが、母子保健法が正しい法律名称でありますので訂正いたします。失礼しました。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「なし」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○14番（長谷川幸子君） 続きまして、高齢者の独り暮らしの見守りについてお尋ねいたします。

高齢者の独り暮らしは増加の一途をたどっています。高齢者白書によると、2015年時点で65歳以上の独り暮らしは約593万人、2025年には751万人に達すると予測しています。

近年は人口減少や少子化の進行、生活スタイルの多様化に伴って地域社会の機能や世帯構造が大きく変化しており、今は独り暮らしでない方も、子供の独立や配偶者との離別や死別などによって、誰もが当事者となり得る身近な問題です。地域のつながりが希薄化してきている中で、社会的孤立や健康状態の悪化などが懸念されます。

コロナ禍が長期化し、高齢者の見守り支援もこれまでと同じ方法では難しいと、独り暮らしの高齢者とのつながりを保つ試みが進んでいます。

福島県浪江町では、一昨年5月、約2ヶ月誰にも気づかれずに男性が亡くなるという痛ましい孤独死がありました。要因として、新型コロナウイルスの感染拡大による近隣との交流の停滞や見守り活動の制限が挙げられています。死亡事故を受け、町社協は、コロナ禍でも離れた場所から電球の点灯情報で独り暮らしの高齢者を常に見守り支援ができる「見守り電球」を活用しています。

「見守り電球」は、毎月のコストが数百円で、SIMカードが内蔵されたLED電球を日常的に使用するトイレなどに取りつけるだけで、点灯情報が、社協担当者に通知が届くという仕組みです。

「見守り電球」には3つの利点があります。1つ目は、設置の簡単さ。通信機器が内蔵されたLED電球を日常的に使用するトイレに取りつけるだけで、点灯情報が福祉課や離れて暮らす家族のパソコン、スマートフォンへ送られます。2つ目は、プライバシーへの配慮。電球から送られるのは点灯情報のみであるため、見守り対象者は個人情報を見られる心配がなく、心理的負担が軽減します。3つ目は、生活リズムの把握。点灯情報を随時チェックすることで異常をいち早く察知し、訪問するなどの対応が可能になります。人的見守りとともに、このような最新のIoTを活用した見守りの導入を検討する必要があると考えます。以上の観点からお伺いたします。

1、コロナ禍において、美郷町ではどのような高齢者の見守り活動が行われていますでしょうか。

2、IoTを活用した「見守り電球」を導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上2点について、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

見守りが必要な高齢者については、安心して日常生活を過ごしていただく観点で、緊急時における通報も含む「ふれあい安心電話」事業で対応してきております。対象は65歳以上の独居世帯や高齢者世帯等で、具体内容としては、相談の受け止めや話し相手として対応をする「相談通報」、急病や事故などに対応する「緊急・火災・ガス漏れ通報」、居間やトイレ等にセンサーを設置して一定時間動きがない、あるいはトイレの開閉がない場合に自動通報する「ライフチェック通報」といった見守り内容となっております。

令和3年度では、2月末現在で94の方が利用されており、通報の実績は相談通報36件、緊急通報8件、ライフチェック通報133件となっております。

また、このほかに郵便局との包括連携協定に基づく郵便物等配達時の異変把握、「気づきの輪」事業の参加事業者による日常業務を通じた高齢者等の異変把握、配食サービス事業による利用者の安否確認などに取り組んでいるところです。

さらに今年度は、75歳以上の高齢者のみの世帯1,020世帯のうち、介護認定や介護サービス利用のない世帯500世帯を中心に訪問し、実態把握調査を行っております。お話を伺い、見守りや支援等が必要な世帯には、介護保険制度や町の取組を案内するとともに、そうした世帯の情報については福祉保健課と町社会福祉協議会で情報共有し、見逃しリスクの低減に努めているところです。

ご提案の、IoT活用の「見守り電球」についてですが、議員ご説明の3つの利点のうち、点灯情報の家族への転送以外は、既存の「ふれあい安心電話」が同義のサービスを包含しているとともに、それ以上の見守り活動内容となっておりますので、現在のところ「見守り電球」の導入は考えておりません。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「なし」の声あり）

これで、長谷川幸子君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

3月14日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前11時17分)